

「総合的なTPP等関連政策大綱」 フォローアップ

令和5年4月14日

TPP等政府対策本部

〈目次〉

「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)の「Ⅲ 今後の対応」の記載を踏まえ同大綱のフォローアップを行うものである。

◇ ポイント

1 輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み	… 1	3 分野別施策展開	
2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化	… 2	(1)農林水産業	
3 分野別施策展開		①強い農林水産業の構築(体質強化対策)	
(1)農林水産業	… 3	○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成	…29
(2)食の安全・安心	… 4	○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする 農林水産業・食品産業の体制整備	…30
(3)知的財産	… 4	○国際競争力のある産地イノベーションの促進	…31
-----		○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進	…33
1 輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み		○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の 国際競争力の強化	…34
(1)きめ細やかな情報提供及び相談体制の充実		○持続可能な収益性の高い操業体制への転換	…35
①TPP等の普及・啓発	… 5	○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林 水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施	…36
②中堅・中小企業等のための相談体制の充実	… 6	②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)	
(2)新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援		○米	…37
①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体 制の強化	… 8	○麦	…37
②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進	…12	○牛肉・豚肉、乳製品	…38
③農林水産物・食品輸出の戦略的推進	…16	○甘味資源作物	…39
④インフラシステムの海外展開促進	…18	(2)食の安全・安心	…40
⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備	…19	(3)知的財産	
2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化		①特許・商標関係	…42
(1)TPP等を通じた国内産業のデジタル化・生産性向上		②著作権関係	…42
○イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進	…22	③地理的表示(GI)関係	…44
(2)TPP等を通じた対内投資活性化の促進		④植物新品種・和牛遺伝資源保護関係	…45
○地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大	…24	(4)政府調達	…46
(3)TPP等を通じた地域経済の活性化の促進		(5)その他	…47
①地域に関する情報発信	…26		
②地域リソースの結集・ブランド化	…27		
③地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、 サービス産業の高付加価値化	…28		

輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み

これまでの実績

◆「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施。

(1) きめ細やかな情報提供及び相談体制の充実

① TPP等の普及・啓発

- 地方説明会等を開催し、丁寧な情報提供を実施。アンケート調査において、満足度80%以上を目指すとの目標を達成。

② 中堅・中小企業等のための相談体制の充実

- よろず支援拠点を各都道府県に設置し、相談体制を整備。アンケート調査において、満足度80%以上を目指すとの目標を達成。
- 令和3年度に日欧産業協力センターは日EU間の貿易投資分野相談に1,199件対応。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

- 新輸出大国コンソーシアム(9,434社に会員証を発行、314名の専門家配置、1,123の参画支援機関(令和4年12月12日時点))による総合的支援を実施。
- 世界の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置。令和3年度は、18か国72の連携先に商品を登録。延べ2,104社、8,978商品の輸出に成功。

② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

- 放送コンテンツの海外展開を促進。令和2年度の放送コンテンツ海外販売作品数は前年度から364本減少して3,539本となった。

③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進(農林水産省関係は3頁)

- JETROに「日本産食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」を設置し、日本産酒類の情報発信を行うなど、国際的プロモーションや海外販路開拓支援等を実施。日本産酒類の令和4年輸出額は1,392億円(対前年比21.4%増)となり、好調に推移。

④ インフラシステムの海外展開促進

- コロナ禍の影響を受け令和2年実績は24兆円。「2025年に約34兆円のインフラシステムの受注」目標に向けて、コロナ禍からの回復・増加を目指す。

⑤ デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

- アジア諸国を中心に、民法・民事訴訟法等の基本法令の起草、法令の適切な運用、法律実務家の人材育成などを支援している。
- 地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせた、地域企業等が行う実証事業に対する支援を実施中。
- 日タイEPA、RCEP協定の原産地証明書(CO)を令和4年1月からPDFで発給し、令和4年の発給実績は日タイEPAが93,459件/年、RCEP協定が89,956件/年。COのデータ交換について、インドネシア、タイ、ASEANとの協議が進捗。日インドネシアEPAで、令和5年6月に運用開始予定。

成果事例

＜ジャパンモール事業＞

○Konvy(連携EC事業者)

- タイ最大の化粧品専門ECサイトにて特設サイトを開設し、日本の化粧品を販売。
- オフラインとの融合を目的に、現地日系ドラッグストアで販売・PRを実施。店内POP等を活用して、特設サイトへの誘導を行った。



現地日系ドラッグストアで販売・PR

＜新輸出大国コンソーシアム＞

○有限会社吉正織物工場

- 1927年創業、着物用シルク生地「浜ちりめん」の製造・販売メーカー。着物需要低下に伴い、海外展開に挑戦。
- 専門家によるバイヤー紹介、商談支援、商談後のサポート等により成約に至る。バイヤーや専門家の助言から、サステナブル素材を新規に開発し、フランス等の高級ブランドへの輸出に成功。更に新素材、洗えるシルクを開発し海外展示会で紹介。



独自ファッションブランドも展開



新技術により二酸化炭素排出量を削減

実績を踏まえた評価等

◆中堅・中小企業等に対する官民連携での支援体制の整備が進み、海外展開・輸出が拡大しており順調に進捗している。

◆コロナ禍においてEC取引や貿易手続き等の様々な分野におけるデジタル化が進んできたところ、海外の成長市場を取り込むべくさらなるデジタル化を通じてTPP等の最大限の活用を図っていく。

TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化

これまでの実績

◆生産性の向上、新たなバリューチェーンの構築、双方向の投資、貿易の活性化による一過性でない累積的な経済成長等を目指し所要の措置を実施。

(1) TPP等を通じた国内産業のデジタル化・生産性向上

○ イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

- アジアDX等新規事業創造支援事業では、ASEAN地域は第2回公募で17件、第3回公募で28件、南西アジア地域は第2回公募で8件、第3回公募で5件、アフリカ地域は5件の実証事業や実行可能性調査を実施。

(2) TPP等を通じた対内投資活性化の促進

○ 地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大

- 令和3年度に911件の対日投資プロジェクトを支援し、86件の外国企業を誘致。うち39件が東京以外へ進出。また、「J-Bridge」を通じて6件の事例を創出。

(3) TPP等を通じた地域経済の活性化の促進

① 地域に関する情報発信

- 日本政府観光局の情報発信等により、日本の多様な食・食文化の魅力を発信。
- 食や農に関する滞在コンテンツの充実や情報発信などの取組を支援。

② 地域リソースの結集・ブランド化

- JAPANブランド育成支援等事業により、中小企業の海外販路開拓に向けた取組を支援。令和4年度は636件の応募があり74件を採択。
- 地域ブランディング強化支援事業により、自治体に対して外国企業の視点によるコンサルティング支援を実施。令和4年度は2件採択。

③ 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

- 地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせた、地域企業等が行う実証事業を支援。
- 令和3年度の経営改善計画策定支援事業の支援決定件数は1,500件を計上。早期経営改善計画策定支援事業の支援決定件数は1,321件を計上。

成果事例

●アジアDX等新規事業創造支援

日系企業と新興国企業等とが連携し、デジタル技術を活用してアジアの社会課題を解決するサービスや商品を開発する取組を支援。

<支援事例>

株式会社エルム × ブルネイ企業

コンテナ型栽培システムエコナーセリー(ENシステム)を導入し、熱帯のブルネイで温帯性作物の栽培技術を実証。

富士フィルム株式会社×インド企業

AI技術を活用し、超低線量、超低侵襲な全ての癌検査を数時間で完了し、その場で結果を表示できるシステムの構築。

●地域への対内投資活性化

JETROによる対日投資・協業連携支援により、イノベーション創出や地域経済の活性化に資する外国企業と日本企業とのマッチング、日本進出支援等を実施。

<支援事例>

Arcturus Therapeutics
(米国、ヘルスケア)

・Arcturus Therapeutics (mRNA医薬品開発)は、令和3年に千葉県に日本企業との合弁会社ARCALISを設立。

・同社は令和5年に福島県南相馬市に工場を竣工予定。令和7年までに新型コロナウイルス向けワクチン製剤を含む次世代型 mRNA ワクチンの製造設備を整備予定。

実績を踏まえた評価等

◆TPP等を契機とした日本企業と外国企業との協業により、地方を包摂した形でのグローバル・バリューチェーンの構築等が進んだ結果、生産性の向上や、地域経済を支える中小企業等の販路開拓やブランド化による競争力の強化が進んでおり順調に進捗している。

◆更なる競争力強化に向けて生産性の向上や高付加価値化をより進めるため、その一助となる対日投資の拡大に向けた協業やブランド化、デジタル化を支援していく必要がある。

農林水産業

これまでの実績

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

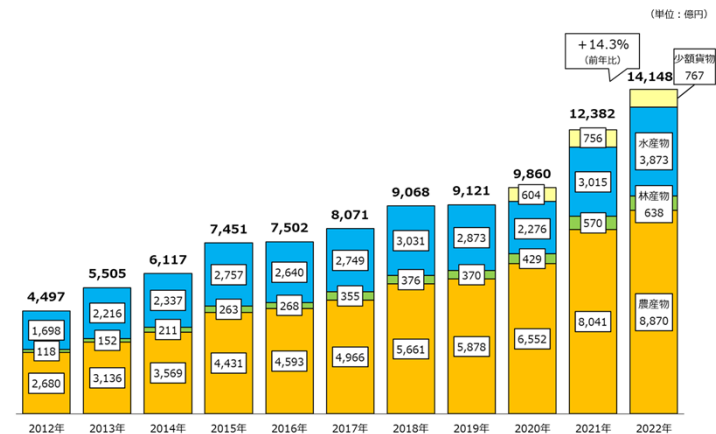
- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
 - 担い手の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援。実施した経営体における売上高は約30%増加。経営体ごとの売上高拡大目標を達成した経営体の割合:85%。
- マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備
 - 原発事故に伴う輸入規制が、43か国で撤廃。
 - 輸出拡大実行戦略に基づき、主要な輸出先・国地域に輸出支援プラットフォームを設置し、現地での輸出事業者等の支援体制を強化。
 - 輸出産地をリスト化し、267主体で輸出事業計画を認定。
- 国際競争力のある産地イノベーションの推進
 - 収益力向上に取り組む産地における農業機械・施設の整備等を支援。現時点で、評価対象のうち約7割の事業実施地区が販売額等の10%以上の改善を実現。
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
 - 収益力向上に取り組む畜産経営体に必要な機械・施設の整備等を支援。取組産地では、搾乳ロボットを導入した経営体では1頭当たりの生乳生産量が7.9%増加、施設整備を実施した肉用牛繁殖経営では飼養頭数が事業実施前より45%増加。
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
 - 製材工場の大規模化等に必要な施設整備を支援。事業を実施した工場では、1日あたりの原木処理量が30%増加。
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
 - 意欲ある漁業者の生産性向上に資する漁業用機器導入等を支援。成果目標の達成度147%を実現。

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

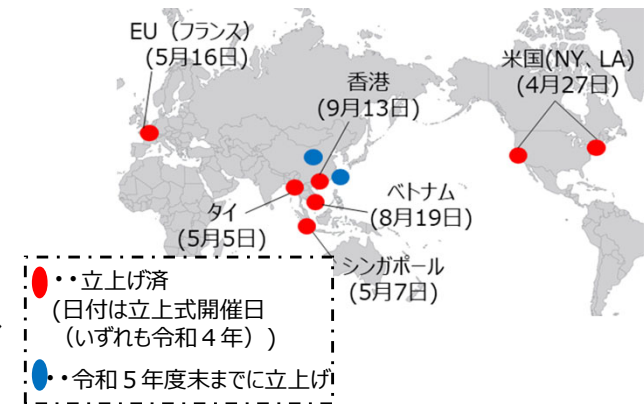
- 法制化された牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに、CPTPP発効に合わせて、輸入加糖調製品を調整金の対象に追加する改正法に基づき、調整金を着実に徴収。

成果事例

- 輸出促進法等の改正(令和4年10月施行)により、品目団体の認定制度や新たな制度資金・税制特例を創設。令和4年の農林水産物・食品の輸出額は1兆4,148億円(対前年比+14.3%)となり、昨年に続き1兆円を超え過去最高を更新。



- 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略で掲げる輸出重点品目29品目のうち、米、りんご、かんしょ等17品目(9団体)について、品目毎にオールジャパンで輸出促進を図る団体を認定品目団体として認定。(令和4年度末時点)



- 輸出支援プラットフォームを、米国(NY及びLA)、EU(フランス)、タイ、シンガポール、ベトナム及び香港の6か国・地域で立上げ。

実績を踏まえた評価等

- ◆ コロナ禍においても順調に農林水産物・食品の輸出が拡大しており、機械・施設等の整備支援を通じた事業者の生産性・収益力向上や輸出支援のためのプラットフォーム構築、相談体制の整備などの取組が奏功している。
- ◆ 農業産出額の増加幅が比較的小さい中で、輸出額の拡大が農林水産業における収益力向上につながるよう、国内外でのマーケット開拓の取組と事業者の経営拡大・改善支援の取組の両方をさらに進めていく必要がある。

食の安全・安心

これまでの実績

◆国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施。

- 食品安全に関する情報提供等
 - 平成29年9月から開始された新たな原料原産地表示制度の普及・啓発を実施。(説明会の開催、相談窓口の設置、事業者向けマニュアルの作成等)
 - 消費者が正確な情報に接し、自らの判断により消費行動を行うことができるようリスクコミュニケーションを実施。
- 輸入食品に対する監視指導等
 - 輸入食品の適切な監視指導を実施。モニタリング検査や現地調査及び二国間協議等を実施。

成果事例

●輸入食品の適切な監視指導関係について、成果の具体例を記載

○輸入食品の監視指導の結果

食中毒菌が付着した食品、有害物質に汚染された食品、残留農薬基準に違反する食品等を排除

	令和2年度	令和3年度
モニタリング検査に係る違反件数	145件	157件

○現地調査、二国間協議等の結果

検査命令等の対象食品について、輸出国における違反原因の究明及び再発防止対策を要請
例：イタリア産アチュラルチーズのリステリア・モノサイトケネス

	令和2年度	令和3年度
検査命令解除品目	13品目 6項目	19品目 11項目

実績を踏まえた評価等

- ◆現在の原料原産地表示制度の普及啓発のための説明会の開催や輸入食品に対する現地調査、二国間協議等を実施しており、順調に進捗している。
- ◆食の安全・安心の確保のため今後も情報提供や監視指導を行うとともに普段の点検・見直しを行い、各目標を効果的、効率的に実現していく。

知的財産

これまでの実績

◆TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行う。農林水産物等の地理的表示(GI)や植物新品種及び和牛遺伝資源保護を進める。

- ① 特許・商標関係
 - 特許庁HPで制度改正の概要を公表するなど、制度の周知や適切な運用に努めている。
- ② 著作権関係
 - TPP整備法による著作権法の改正事項について、文化庁HPや著作権セミナー等において周知を行った。
 - 著作物等の利用円滑化のため、「オーファンワークス対策事業」の実施、柔軟性のある権利制限規定の活用促進、その他社会的諸課題への対応やライセンシング体制の整備等を行った。

③ 地理的表示(GI)関係

- 国内でのGI登録を進めるとともに、改正GI法に基づき、日EU・EPAにおいて日本95産品を、日英EPAにおいて日本47産品を相手国で保護。

④ 植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

<植物新品種>

- 種苗法に基づく海外持出の制限などを活用した品種の適正な管理を促進。142品種が海外で育成者権を取得し、海外で権利行使が可能。

<和牛遺伝資源保護関係>

- 和牛遺伝資源関連2法に基づき、家畜人工授精所への立入検査等を実施するとともに、譲渡先との契約の締結等の不正競争防止の取組を推進。

成果事例

<海外で品種登録された品種例>

- 中国で登録されたイチゴ「恋(こい)みのり」(農研機構開発)
- ベトナムで登録されたカンショ「シルクスイート」(種苗会社開発)
- 米国・オーストラリア・ベトナム・韓国で登録された稲「新之助(しんのすけ)」(新潟県開発)
- 韓国で登録されたウンシュウミカン「早味(はやみ)かん」(福岡県開発)
- ニュージーランドで登録されたカンキツ「熊本EC12」(熊本県開発) 等

<和牛遺伝資源保護関係>

- 牛の家畜人工授精用精液を取り扱う全国の家畜人工授精所4,270か所全てに対し、令和4年9月末までに自己点検又は立入検査を実施し、流通管理及び法令順守の指導を徹底。

実績を踏まえた評価等

- ◆改正種苗法に基づく品種の海外における品種登録を通じた保護が進むなど、TPP等を契機とする知的財産分野における各種取り組みが順調に進捗している。
- ◆知的財産に関する貿易環境が整備される中で、引き続き施策の周知等を通じて事業者による活用を図っていく。

1 (1) ①TPP等の普及・啓発

(目標) : セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度80%以上を目指す。
⇒ 88% (外務省、令和4年)
97% (経済産業省、令和4年)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業等をはじめとする産業界への情報の提供】

(外務省)

(1) 施策概要

TPP等を含むEPAのメリットを企業関係者等各層に説明する広報活動等を行うことにより、EPAの活用を推進し、日本企業の海外進出を支援する。

(2) 成果実績・活動実績

毎年2回程度の頻度でEPAの積極的な活用を促進することを目的としたセミナーを開催。政策大綱が決定されて以降、東京のみならず、全国各地で開催。令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症対策及び参加者の利便性向上の観点から、オンライン形式又はハイブリッド形式で実施しており、令和4年は9月に新潟県燕市(ハイブリッド)、12月に石川県庁と共催(オンライン)で開催。

また、外交講座の一環で、大学において日EU・EPAを含む経済連携協定の理解を深めている。

(3) 施策の今後の必要性

企業関係者を中心にTPP等の理解を深め、さらなる活用を促すため、今後もTPP等EPAの普及・啓発に努めていくことが必要。

(経済産業省)

(1) 施策概要

事業者のTPP等の活用を促進するため、協定の内容やメリット、利用するための実務的な手続、さらに海外展開支援施策等について説明するセミナーを実施。

(2) 成果実績・活動実績

令和4年1月から令和4年12月までに、全国各地で約50回の説明会を実施。参加した事業者に対するアンケート調査では80%以上の満足度を達成。従来EPAに関心がなかった層の参加を促すため、業界団体等を通じセミナー開催を周知する等、声掛けのルートを多角化。また、大手動画投稿・共有プラットフォームでの動画広告配信等の新しい広報も実施。

(3) 施策の今後の必要性

RCEP協定の発効に伴い発生したトラブルへの対処事例の共有含め、これまで以上に各協定の活用を促すための周知や啓発、きめ細かな情報提供や利用支援が求められるところ、より効果的なセミナー実施や情報提供等を図る。

1 (1) ②中堅・中小企業等のための相談体制の充実

(目標) : 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度80%以上を目指す。

⇒ 93.9% (令和3年度)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業のための相談体制の充実】

(経済産業省)(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

(1) 施策概要

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として各都道府県に「よろず支援拠点」を設置することで経営課題の解決に向けた支援を実施。

(2) 成果実績・活動実績

よろず支援拠点設置数:47拠点(令和3年度)、アンケート調査:満足度93.9%(令和3年度)

(3) 施策の今後の必要性

外部環境の変化に伴い、中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題がより複雑化・高度化する中で、各々の経営課題に対応できる支援体制を今後も継続し、外部環境に応じて強化していくことが必要。

(経済産業省)(欧州における中小企業の国際化と競争力強化支援)

(1) 施策概要

日欧産業協力センターは、EU域内外が参加する公的ビジネス支援ネットワークであるエンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワークの日本におけるサポート機関として活動しているところ、これに基づき日EU間の貿易投資分野における相談を実施。

(2) 成果実績・活動実績

日欧産業協力センターへの日EU間の貿易投資分野における相談件数:1,199件(令和3年度)

(3) 施策の今後の必要性

EUへの製品輸出に関わる法規制や規格、欧州市場への参入等の多岐にわたる問合せに対応していく。

1 (1) ②中堅・中小企業等のための相談体制の充実

(財務省)

(1) 施策概要

輸出入者がTPP等のEPA税率を適用するためには、同協定の原産地規則に従い、輸入貨物が同協定締約国の原産品であることを輸入税関に示す必要がある。税関においては、当該手続きを輸出入者が円滑に行うことができるよう、事業者ニーズを踏まえた支援を実施している。具体的には、原産地規則等について、EPA利用支援セミナーにおいて説明を行う他、各税関における輸出入者からの照会への対応、税関ホームページにおける情報の一層の拡充等により、適切な周知を図っている。

(2) 成果実績・活動実績

各税関のEPA利用支援セミナー等において、輸出入者等を対象に説明会を開催した他、輸出入者等からの照会へ対応している。令和3年度のTPP等の原産地規則を含めた税関相談についての利用者満足度について、上位4段階までの回答をした者の割合は96.3%となっている。

(注)輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査をしたもの。

(3) 施策の今後の必要性

RCEP協定が発効したことにより、我が国の貿易総額に占めるEPA等発効済の国・地域との貿易額の割合が約8割となったことを踏まえ、原産地規則等について、各税関における照会対応、事業者ニーズを踏まえた税関ホームページにおける情報の一層の拡充等により、引き続き原産地規則の適切な周知を図っていく必要がある。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

(目標) : 2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする。*

⇒ 21.1兆円 (2020年度現在)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指す。」(2010年度:12.8兆円)は、政策大綱フォローアップ(令和4年4月)において当該目標を更新した(「成長戦略フォローアップ工程表」(令和3年6月閣議決定)にも当該目標が記載)。

総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す。

⇒ 60% (2021年度)

海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間(2025年まで)*で10%向上させる。

⇒ 18.2% (2020年度)

*2020年度から2025年度まで(集計上の理由により年度単位での実績とする。)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化】

(経済産業省)(中堅・中小企業海外展開支援事業)

(1) 施策概要

国、自治体、支援機関等で構成される新輸出大国コンソーシアムにおいて、専門家が計画策定から商談成立まで一貫支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和3年度までにハンズオン支援を実施した3,127社のうち、成功社数1,307社、支援終了931社、取組中889社。

(3) 施策の今後の必要性

目標の達成に向けて、海外展開に係るノウハウ・情報や人材が不足している中堅・中小企業等の課題を解決する新輸出大国コンソーシアムのハンズオン支援は、今後も継続が必要。

(経済産業省)(越境EC等利活用促進事業)

(1) 施策概要

海外主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置し、中堅・中小企業等による海外ECサイトでの日本商品の販売を支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和3年度は、マレーシア、シンガポールなどを含む18カ国72の連携先にジャパンモールを設置。延べ2,104社、8,978商品の輸出に成功。

(3) 施策の今後の必要性

目標の達成に向けて、中堅・中小企業等の海外展開のハードルを下げるのが重要であり、世界のEC市場が拡大する中、渡航や実店舗への出品が不要で、且つ、中堅・中小企業等でも自社商品を世界中のバイヤーや消費者にアピールできる越境ECの活用支援は、今後も継続が必要。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

(経済産業省)(現地進出支援強化事業)

(1) 施策概要

相談対応、現地情報の提供、商談機会の提供等により中小企業の海外展開をシームレスに支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和3年度は、展示会・商談会を通じて、延べ1,176社を支援し、海外展開成功件数 3,209件を獲得。

(3) 施策の今後の必要性

ポストコロナの厳しい国際競争環境の中、中小企業の海外展開を支援する必要性は引き続き高い。

(経済産業省)(技術協力活用型・新興国市場開拓事業)

(1) 施策概要

現地の法制度整備や規制の緩和、新興国経済の担い手となる人材育成等の技術協力を支援。

(2) 成果実績・活動実績

受入研修や専門家派遣の対面指導・遠隔指導を効果的に組み合わせて実施。

(3) 施策の今後の必要性

本事業は日本企業と相手国関係者の双方から高い評価を得ており、引き続き支援ニーズが高いため、継続が必要。

(経済産業省)(低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業)

(1) 施策概要

アジアの海外生産拠点において、省エネの取組を推進する上で必要となる現地人材の育成を支援。

(2) 成果実績・活動実績

受入研修や専門家派遣の対面指導・遠隔指導を効果的に組み合わせて実施。

(3) 施策の今後の必要性

事業期間満了に伴い令和4年度で終了。

(経済産業省)(JAPANブランド育成支援等事業)

(1) 施策概要

中小企業等による海外展開やそれを見据えた全国展開のための取組(新商品・サービスの開発やブランディング等)を支援

(2) 成果実績・活動実績

事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合が令和2年度から令和3年度にかけて3ポイント増加(26%→29%)

(3) 施策の今後の必要性

令和4年度で終了。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

【金融機関等による企業の海外進出支援】

(金融庁)

(1) 施策概要

金融機関等による企業の海外進出支援と経済状況の変化を活用するための金融仲介機能発揮支援・促進。具体的には、地域金融機関等に対し、「新輸出大国コンソーシアム」などの枠組みも活用しながら、海外進出や経営改革等に係る支援ニーズの的確な把握、企業への効果的な情報提供、助言、資金提供等を促進。

(2) 成果実績・活動実績

令和2年12月の大綱決定後、令和4年12月末までに金融関連業界団体との意見交換会等を計6回実施。業界団体との意見交換会においては、事業者が期待する支援ニーズを的確に把握し、改訂の機会等を捉えて、公的機関等とも連携しながら、適切な情報提供や助言、資金提供等を行うことにより、海外進出や経営改革等に動き出す企業・事業者の適切な後押しの要請を継続。日本貿易振興機構(JETRO)国内外事務所への金融機関からの職員派遣実績は、令和4年12月末時点で累計79金融機関から235名、日本貿易保険(NEXI)と業務委託契約を締結している提携金融機関は、令和4年12月末時点で110金融機関。

(3) 施策の今後の必要性

CPTPPやRCEP協定等メガFTAの発効に伴い、締結国を中心としてコロナ禍においても海外進出実績は高水準である。今後も中堅・中小企業等の海外進出の進展が見込まれ、こうした企業等に対する支援ニーズは高く、引き続き当該施策を継続していく必要。

【知的財産・標準の活用促進への支援】

(経済産業省)(中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金、戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業費補助金、知財総合支援窓口事業)

(1) 施策概要

中小企業等の海外展開を知的財産の活用面から支援するため、外国出願費用、知財侵害対策費用、知財訴訟費用保険の補助をするとともに、戦略的知財活用のため、専門家による支援を実施するほか、全国47都道府県に設置された知財総合支援窓口において、知財に関する多様な課題を解決するなど相談体制を整備。

(2) 成果実績・活動実績

外国出願支援事業(令和3年度) : 630件 、 侵害対策支援事業(令和3年度) : 31件 、 知財保険事業(令和3年度) : 37件 、 戦略的知財活用支援件数(令和3年度) : 10件 、 知財総合支援窓口相談件数(令和3年度) : 123,345件

(3) 施策の今後の必要性

引き続き上述の事業等を実施し、知的財産活用の側面から中堅・中小企業等の海外展開を支援していく必要がある。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

(経済産業省)(国際出願促進交付金)

(1) 施策概要

中小企業やベンチャー企業等による国際出願を促進するため、特許協力条約の規定に基づく手数料の一部に相当する額を交付。

(2) 成果実績・活動実績

令和3年度 : 5,054件(465百万円)

(3) 施策の今後の必要性

中小企業等の海外進出を支援するためには、国際出願にかかる手数料の支援は不可欠であることから、引き続き料金支援を継続する必要がある。令和6年1月以降は、手数料を満額納付した後に申請を行って交付金を受ける必要がある現行の料金支援制度の手続を簡素化し、最初から減額後の額で手数料を納付することができる新たな制度で海外における知的財産権の戦略的な保護・活用を推進していく。

(経済産業省)(日本発知的財産活用ビジネス化支援事業)

(1) 施策概要

優れた技術を有する中堅・中小企業の知財を活用した海外展開(ライセンス契約の締結等)の促進(新興国を含む海外での販路開拓やビジネス創出)のため、技術流出に配慮しつつ国内外におけるセミナー等の開催や商談機会の提供等の支援を行う。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績(令和3年度): 支援企業件数に対する成功企業件数(共同研究、共同開発、法人設立、売買契約、資金調達、資本提携等)の割合 14%
活動実績(令和3年度): 本事業にて支援を受けた企業数 50者

(3) 施策の今後の必要性

平成30年度から令和2年度まで毎年成果目標を達成しており、令和3年度もコロナ禍の中でできるだけの取組を行ったところではあるが、一定の成果は出せたことにより本事業は終了する。

(経済産業省)(戦略的国際標準化加速事業、省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費)

(1) 施策概要

モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術に関するルールの整備が必要となる分野等について、国際標準原案の開発・提案、国内標準化体制の構築を行う。

(2) 成果実績・活動実績

令和3年度 : 国際標準化を実現した件数(国際標準の発行件数) 115件

(3) 施策の今後の必要性

本施策の取組や成果を活用し、我が国として、令和7年度までに累計1,150件の国際標準発行件数の達成を目標としており、引き続き令和5年度以降も着実に実施していくことが必要。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(目標) : 放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる。
⇒ 3,539本 (2020年度)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【我が国コンテンツの海外展開支援】

(総務省)

(1) 施策概要

我が国の地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等の事業者・団体と放送事業者等が連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送事業者と共同で制作(国際共同制作)して世界で発信する取組等を支援。

(2) 成果実績・活動実績

平成28年度から令和3年度までの6か年で274件の事業を実施。令和4年度は34件の事業を実施。

(3) 施策の今後の必要性

日本に対する関心を高めて各地域に海外から需要を呼び込むためには、海外放送局等とのネットワークを構築して効果的な情報発信の手段を確保する等、国・地域の枠を超えた連携を実現し、日本各地の魅力を海外に効果的に発信していくことが不可欠。

(経済産業省)(コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業)

(1) 施策概要

- ・ 日本発のコンテンツ等の海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とし、コンテンツの海外展開におけるローカライズ・プロモーションやコンテンツ産業構造の強靱化・重層化の支援を実施。
- ・ 過去の予算額の推移は、123億円(平成24年度補正(基金))、60億円(平成26年度補正)、67億円(平成27年度補正)、60億円(平成28年度補正)、30億円(平成29年度補正)、30億円(平成30年度補正)、31億円(令和元年度補正)、54.5億円(令和2年度補正)、556.5億円(令和3年度補正)、200.2億円(令和4年度補正)。

(2) 成果実績・活動実績

令和3年度までに累計約8,000件のローカライズ・プロモーションを支援。

(3) 施策の今後の必要性

コンテンツ産業の基盤強化や次世代デジタル環境に対応したコンテンツ創出の支援等を通じて、コンテンツ産業の輸出拡大・海外展開を促す。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

【TPP等域内での知的財産保護水準の向上への支援】

(経済産業省)

(1) 施策概要

我が国企業の模倣品対策支援等のため、JETROにおいて、中堅・中小企業向け等の普及啓発セミナー(各国の知財情報や侵害対策等を周知するセミナー)を実施するとともに、在外公館等と連携した相談体制を構築。また、海外政府機関職員(税関・市場監督等)を対象として、真正品と模倣品とを判定するポイントを教示するセミナーを実施。さらに、知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のため、審査官派遣や研修生招へい等の審査協力・研修などを実施。

(2) 成果実績・活動実績(令和3年度)

○我が国企業の模倣品対策支援等のための事業

- ・ JETRO国内外セミナー 73回実施(シンガポールなどで実施)
- ・ JETRO相談窓口 9カ国(シンガポールなど)のJETRO海外事務所において、現地進出企業の知財相談に1,347件対応
- ・ 侵害対策セミナー 7回実施(中国、ベトナムなどで実施)、のべ578名参加

○知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のための事業

- ・ 国際研修指導教官派遣 5カ国(マレーシア、ベトナムなど)に対し、のべ15名の指導教官(審査官)が研修を提供。
- ・ 産業財産権人材育成協力事業 のべ732人の海外知財関係者(研修生)に対し、研修を提供。令和3年は日本から開発途上国等に対する特許取得件数が17,658件であり、前年から数えて過去3年分の年間特許取得件数の平均値(15,188件)を上回った。
- ・ 世界知的所有権機関拠出金 世界知的所有権機関(WIPO)ファンド事業を通じ、65カ国(マレーシア、ベトナム、チリ、メキシコ、ペルーなど)へ支援を実施。国際登録出願手続に関する条約へ加盟した支援対象国数が前年度比で5ヶ国増加した。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き上述のセミナーや相談窓口対応、研修等を実施し、知財制度の整備を促進する必要がある。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(文部科学省)

(1) 施策概要

著作権等侵害発生国において、現地取締機関職員等を対象としたトレーニングセミナーや一般消費者を対象とした著作権普及啓発事業等を実施。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：著作権制度の普及促進や海賊版対策は、継続的に取り組むべき課題であり、一定の時点で成果を図ることは困難だが、たとえば、WIPOで行ったオンラインセミナーの参加者事後アンケートにおいて、アンケート回答者の全員が「大変興味深かった」又は「満足している」と回答している。

活動実績(令和3年度)：

- マレーシア、ベトナムにおいて、トレーニングセミナーを計画していたが、コロナ禍により実施が叶わず。
- マレーシアにおいて、著作権普及啓発イベントをコロナ禍の影響によりオンラインにて実施。
- マレーシア、ベトナムへ普及啓発教材を提供。
- 世界知的所有機関(WIPO)への拠出金を通じ、マレーシア、シンガポール、ベトナムの職員等を対象とした著作権等に係る研修プログラムをコロナ禍の影響によりオンラインにて実施。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き、侵害発生国における普及啓発やトレーニングセミナー等を実施し、著作権等侵害防止のための環境整備を促進する必要がある。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

【グリーン社会の実現に資する我が国の優れた環境技術等の海外展開支援】 (環境省)

(1) 施策概要

- ・ (脱炭素技術): 【 該当予算 : 二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業 】
二国間クレジット制度(JCM)は、途上国への優れた脱炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの排出削減への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標達成に活用するもの。「JCM資金支援事業」は、初期投資コスト等に資金支援することで脱炭素技術等の選択を促すことを目的としている。
- ・ (廃棄物処理・リサイクル技術): 【 該当予算 : 我が国循環産業の海外展開・育成事業及び我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業 】
実現可能性調査、合同ワークショップ、研修、海外への情報発信等により我が国循環産業の海外展開を促進するもの。
- ・ (水処理技術): 【 該当予算 : 我が国の優れた水処理技術の海外展開支援 】
技術力と実現性が高い水処理技術の海外展開事業を公募し、実現可能性調査、現地実証試験を行うことで、我が国の優れた水処理技術の海外展開を促進するもの。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ (脱炭素技術):
これまで採択された230件以上のプロジェクトにより、令和12年までに約2,000万t-CO₂の排出削減量を見込む。
いくつかの事業では、JCM資金支援事業による海外展開をきっかけに、近隣国への横展開に至っている。
- ・ (廃棄物処理・リサイクル技術):
平成30～令和3年度は延べ38件の実現可能性調査等を実施。
- ・ (水処理技術):
令和3年度までに延べ31事業の実現可能性調査等を実施。

(3) 施策の今後の必要性

- ・ (脱炭素技術):
地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)では、官民連携で令和12年度までの累積で、1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標としており、今後も引き続きのプロジェクト形成のための支援が必要。また、経協インフラ戦略会議で掲げられているように、我が国が比較優位を有するインフラの海外展開を促進させる施策としても重要。
- ・ (廃棄物処理・リサイクル技術):
「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和4年6月追補版)に基づき、我が国の循環産業の国際展開を推進する。
- ・ (水処理技術):
「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和4年6月追補版)に基づき、我が国の優れた水処理技術の海外展開を推進する。

1 (2) ③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

(目標) : 2030年の農林水産物・食品の輸出額 5兆円目標の達成を目指す。

⇒ 1兆4,148億円 (2022年) ※ 1兆2,382億円 (2021年) から14.3%増

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【農林漁業者と中小企業との連携等による海外市場開拓】

(農林水産省)

(1) 施策概要

海外マーケット拡大のためのJFOODOによる重点的・戦略的プロモーション、JETROによる海外見本市への出展支援等に加え、輸出重点品目毎にオールジャパンで輸出促進に取り組む団体の改正輸出促進法による認定制度を創設し組織化を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- JFOODOでは和牛(米国)、米粉(フランス、ドイツ)、日本酒(米国、フランス等)等のプロモーションを実施し、JETROでは海外見本市への出展(11回)、国内外の商談会等の開催(31回)、食品サンプルショールームの設置(14ヵ所)等を通じた商談機会の提供や、輸出プロモーターによる伴走型支援(29名)等を通じ、輸出事業者のサポートを実施。(令和3年度)
- 輸出重点品目29品目のうち、17品目(9団体)について改正輸出促進法に基づき、認定品目団体を認定。(令和4年度)

(3) 施策の今後の必要性

輸出額5兆円の目標を達成するために、商談会や見本市への出展等を行う輸出事業者サポートの強化、民間事業者等による海外販路開拓・拡大への支援を継続しつつ、水際措置の見直しに伴い回復が期待できるインバウンド消費と輸出の相乗効果を高めていく日本食・食文化の情報発信への支援等、引き続き対策を講じる必要がある。

1 (2) ③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

【日本産酒類の輸出促進に向けた取組】

(財務省)

(1) 施策概要

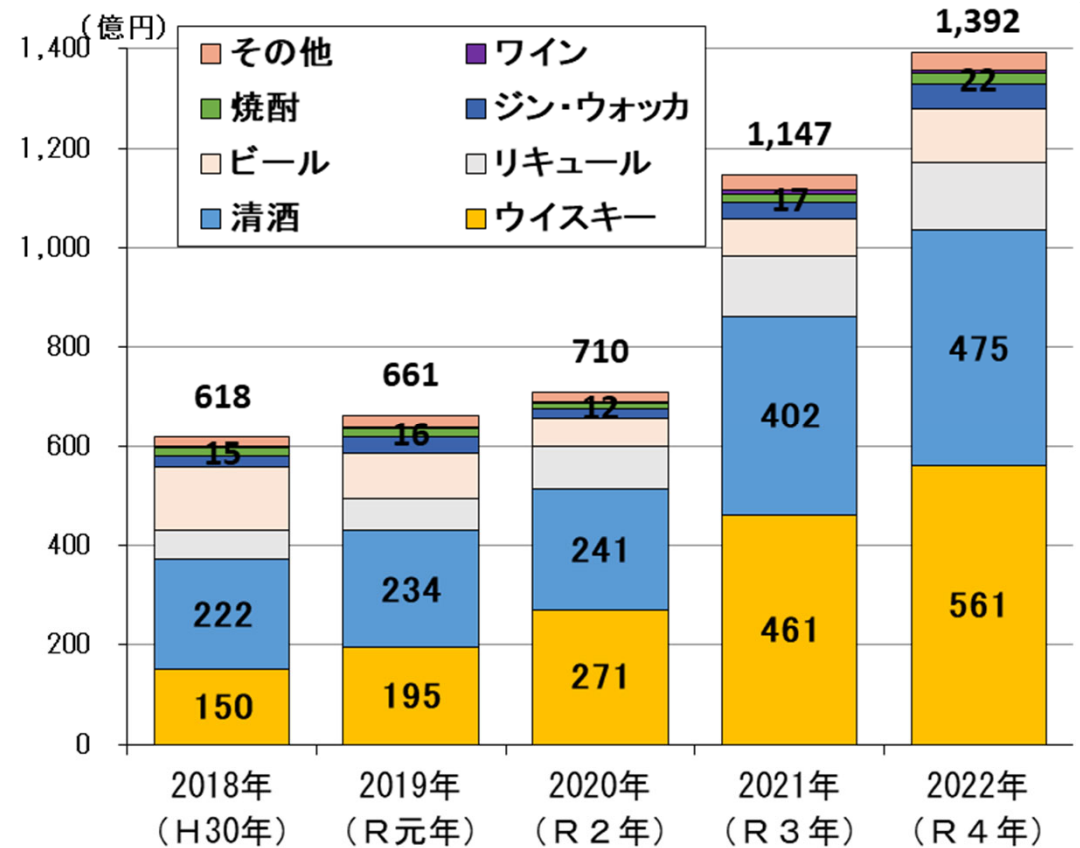
日本産酒類の輸出促進に向け、日本産酒類の認知度向上や、海外展開・酒蔵ツーリズムに関する酒類事業者の取組支援、地理的表示(GI)の普及・活用等を実施。また、酒類製造者への指導や相談対応等の技術支援等を実施。

(2) 成果実績・活動実績

令和4年の日本産酒類の輸出金額は1,392億円(対前年同期21.4%増)となり、「農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする」目標の達成に向けて順調に推移している状況。

(3) 施策の今後の必要性

農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円とする目標の前倒し達成に向けて、日本産酒類の輸出をより一層拡大するための施策を実施していく必要がある。



日本産酒類の輸出金額推移

1 (2) ④インフラシステムの海外展開促進

(目標) : 「2025年に約34兆円のインフラシステムの受注を目指す。」
⇒ 24兆円 (2020年)

※政策大綱 (令和2年12月決定) に記載の目標「2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指す。」は、政策大綱フォローアップ (令和4年4月) において当該目標を更新した
〔「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和4年6月追補決定) にも当該目標が記載〕。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【インフラシステムの海外展開促進】

(内閣官房経協インフラ室)

(1) 施策概要

「インフラシステム海外展開戦略2025」において、以下の具体的施策の下、官民一体で推進する。

1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現
2. 脱炭素社会に向けたトランジションの加速
3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進
4. コアとなる技術・価値の確保

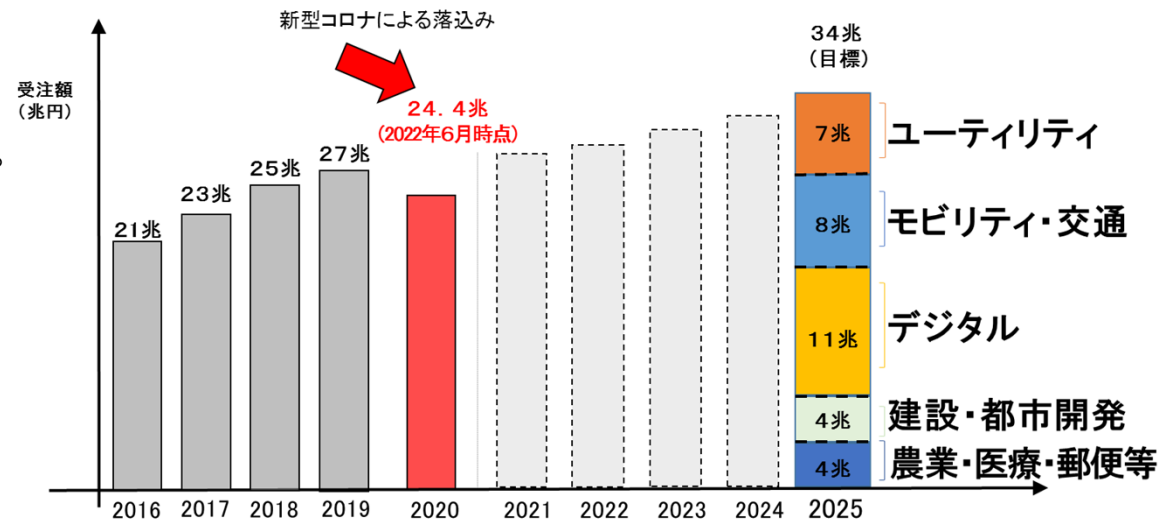
(2) 成果実績・活動実績

令和2年の統計等に基づくインフラ受注実績は約24兆円。
コロナ禍の影響を受け前年比減少。

令和3年以降は、「インフラシステム海外展開戦略2025」
の下、令和7年の受注目標として、新たに「34兆円」を掲げる。

(3) 施策の今後の必要性

「インフラシステム海外展開戦略2025」の下、戦略策定後の国際情勢等の環境変化やそれに伴う本邦企業のニーズを十分に踏まえつつ、また、ポストコロナを見据え、政府や公的支援機関によるインフラシステム海外展開の広範な取組を通じ、戦略を着実に推進して参る予定。



注: 2019年及び2020年は、「インフラシステム輸出戦略」に基づく受注実績。
2021年から海外現地法人売上上の計測等を精緻化するなど集計方法を変更予定。

1 (2) ⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備】

(外務省)

(1) 施策概要

協定締結相手国の日EU・EPA等運用状況の確認、日本企業へのモニタリング調査。

(2) 成果実績・活動実績

EU及び英国と貿易統計を交換し、日EU・EPA及び日英EPAの物品貿易の専門委員会等の機を捉え、EPAの運用状況の聴取や意見交換を行っている。また、日本企業への定期的なモニタリング調査(要望事項や改善事項を聴取)を行い、日本企業が日EU・EPA及び日英EPAをより一層活用できるよう環境整備を行っている。

(3) 施策の今後の必要性

日EU・EPA及び日英EPAの着実な実施を確保すべく、引き続きEUや英国における協定運用状況を聴取し、意見交換を行っていくことが重要。

(1) 施策概要

国際協力機構(JICA)を通じ、現地の産業、企業及び人材の育成支援を実施。その一環として、途上国からの研修員に対してインターンシップや日本企業との交流機会を設けるなど、日本社会・文化や日本企業の経営マインドを理解した高度産業人材や行政人材を育成。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ JICAを通じ各種の人材育成事業を実施したほか、投資促進政策に関するアドバイザー派遣など、上流の環境整備に向けた協力を実施。
- ・ JICAを通じた産業人材育成分野における長期研修事業として、令和元年度は134人、令和2年度は157人、令和3年度は161人を新たに受入れ。
- ・ JICAのアフリカ長期研修員や、日本滞在中のアフリカ人留学生(国費・私費留学生を含む)も対象とした「ビジネス・プログラム」を提供し、令和元年度は81名、令和2年度は203名、令和3年度は268名の産業人材の育成に貢献。

(3) 施策の今後の必要性

CPTPP参加国等において、企業が進出しやすい環境整備を促進するとともに、日本企業の競争力強化にも貢献することが期待できるため、引き続き本施策を着実に実施していくことが必要。

1 (2) ⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備】

(財務省・外務省・経済産業省)

(1) 施策概要

原産地証明書(CO)のデジタル化による利便性向上。

(2) 成果実績・活動実績

日タイEPA及びRCEP協定について、令和4年1月からCOの発給をデジタル化(PDFファイル発給)しており、令和4年1月～12月におけるCO発給件数は、日タイEPAが93,459件、RCEP協定が89,956件と、両協定で全体の約47%を占めており、多くの事業者がPDFファイルのCOをご利用いただいている。CO情報を電子的に交換するデータ交換についても、インドネシア、タイ、ASEANと導入に向けた協議を進めており、日インドネシアEPAについて、令和5年6月の運用開始を予定している。

(3) 施策の今後の必要性

貿易ビジネス環境の整備やEPAの利活用促進を実現するため、関係当局が連携し、引き続きPDFファイルのCOの受入れに向けEPA相手国に働きかけるとともに、COのデータ交換については、ASEAN等との実務的な協議を前進させ、国内実施インフラを整備する必要がある。

(経済産業省)

(1) 施策概要

EPA関連手続を簡素化するツール開発に係る実証を支援。

(2) 成果実績・活動実績

- 10業種と連携し、標準マニュアルの構築、標準フォーマットの構築、業界専門用語等とHSコード候補の組合せに係るデータセットの構築、EPA関連手続の簡易化に資するデジタル・ツールの試作品(プロトタイプ)を開発。
- 経済産業省の「自動車産業適正取引ガイドライン」において、業界団体が主導して原産地証明関連のシステム「JAFTAS」を開発し、関連する手続の円滑化やサプライヤーとの連携に取り組む事例を推奨。

(3) 施策の今後の必要性

EPA関連手続を簡素化するツール開発に係る実証への支援や、業界の実態に即した形でEPA活用のためのマニュアル等を整備することにより、CPTPPやRCEP協定等の利用による成長を、中堅・中小企業まで波及させる必要がある。

1 (2) ⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

(法務省)

(1) 施策概要

アジア地域の持続的発展及び法の支配を確立するための、法令起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備支援、法曹の人材育成支援等を行うものであり、我が国企業にとっても、その事業を展開するに当たって重要な相手国のビジネス環境の整備を支援する。

(2) 成果実績・活動実績

ベトナム・カンボジア・ラオス・ネパール等で民法、民事訴訟法等の基本法令の起草やその運用を支援し、インドネシアでは知的財産保護に向けた支援、ウズベキスタンでは契約等を主要課題とした支援など投資環境整備に向けた活動を実施するとともに、法律実務家の人材育成にも力を入れて支援しているところ、令和3年度は、コロナ禍の影響により海外渡航等が制限される状況下において、各支援対象国のニーズや実情等に応じたテーマに関するオンラインセミナー等を実施した。(令和3年度は、オンラインセミナーを35回開催し、延べ1,500名超が参加した。)

(3) 施策の今後の必要性

法の支配の下、適切な法制度を構築し、その運用を適切に行い、それらを支える人材を育成することは、アジア地域の健全な経済成長のための法的基盤として不可欠であり、各国の自助努力を支援することは、ビジネス環境整備において、従来にもまして大きな意義がある。また、現在はコロナ禍の影響から主にオンラインでの支援活動を行っており、引き続きその有効な活用に努めるとともに、効果的な支援のためには密な人間関係を構築することが重要であるため、今後は、感染状況に配慮しつつ現地への専門家派遣や現地調査、対面による研修等を併せて実施する予定である。

2 (1) イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

(目標) : 革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する。
サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す。
⇒ -0.19% (2021年)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「2020年にサービス産業の労働生産性の上昇率を2.0%にする」は、政策大綱フォローアップ(令和4年4月)において、当該目標を更新した「成長戦略フォローアップ工程表」(令和3年6月閣議決定)にも当該目標が記載。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの): 【イノベーション等による生産性向上促進】

(経済産業省)(次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発事業、IoT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発)

(1) 施策概要

人との協調性や信頼性を実現するAIシステムの研究開発および「生産性」や「空間の移動」におけるAI基盤技術を開発。

(2) 成果実績・活動実績

次世代人工知能中核技術等に関する計69テーマの研究開発事業を実施。

(3) 施策の今後の必要性

人工知能技術やロボット技術を活用した生産性向上を目指す取組の重要度は高まっており、継続した取組が必要。

(経済産業省)(サイバーセキュリティ経済基盤構築事業)

(1) 施策概要

サイバー攻撃事案に対し、技術的な立場からの日本国内の報告受付や被害企業の支援、攻撃手口の分析、海外機関との情報共有の窓口機能等を担う一般社団法人JPCERTコーディネーションセンターが各国の対応連絡調整窓口と情報共有・共同対応等を行うほか、サイバーレスキュー隊(J-CRAT)により初動対応を支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和3年度の調整件数:20,571件、初動対応支援件数:94件

(3) 施策の今後の必要性

今後もサイバー攻撃の脅威が懸念されることから、国際調整及び初動対応支援を着実に実施。

2 (1) イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

(経済産業省)(スタートアップ参加型の社会課題解決・グローバル・バリューチェーン共創の支援)

(1) 施策概要

インド太平洋地域への展開を目指す日系スタートアップ等に対し、現地企業とのネットワーキングから実証事業まで一貫支援を行う等社会課題解決型海外展開を促進する。

(2) 成果実績・活動実績

アジアDX等新規事業創造支援事業ではASEAN地域は第2回公募で17件、第3回公募で28件、南西アジア地域は第2回公募で8件、第3回公募で5件、アフリカ地域は5件の採択事業を決定。支援事例としては、株式会社エルムがコンテナ型栽培システムエコナーセリー(ENシステム)を導入し、熱帯のブルネイで温帯性作物の栽培技術をブルネイ企業と連携して実証した例や、富士フイルム株式会社が健康診断にAI技術を活用する事で、健康診断にかかるコスト(時間・費用)を遡減し、インドにはなかった検診システムをインド企業と連携して普及、病気の早期発見・治療の実現に貢献するというヘルスケア分野での社会課題の解決に取り組んでいる例がある。

(3) 施策の今後の必要性

日本企業が現地企業・機関と連携し、デジタル技術等のイノベーションを活用しながら、社会課題を解決する新ビジネスを創出する。

(経済産業省)(高効率・高速処理を可能とする次世代コンピューティングの技術開発事業)

(1) 施策概要

大量のデータをエッジ、クラウド両領域で効率的に処理することを可能とする横断的な技術開発とAIチップ開発のための共通基盤技術の開発。

(2) 成果実績・活動実績

動的再構成技術を活用した組込みAIシステムの研究開発等を実施。整備したAIチップ拠点の利用者数は目標を上回った。

(3) 施策の今後の必要性

クラウド・エッジの分散処理や量子コンピュータ等の新コンピューティング開発、AIチップベンチャー支援により我が国の情報産業を発展させる。

2 (2) 地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大

(目標) : 対日直接投資残高を2030年に80兆円に倍増、GDP比率を12%とする。[※]
⇒ 40.5兆円 (2021年12月末現在)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する。」は、政策大綱フォローアップ(令和4年4月)において、当該目標を更新した(「対日直接投資促進戦略」(令和3年6月決定)にも当該目標が記載)。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化、スタートアップの呼び込み】

(1) 施策概要

JETROを外国企業誘致の一元的窓口とし、外国企業の日本進出を支援。スタートアップなどイノベーション創出に資する外国企業の誘致にも注力。

JETROは国際的なオープンイノベーションを創出するためのプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を令和3年2月に立上げ、デジタル、グリーン等の分野において、日本企業とスタートアップを含む外国企業による協業・連携を促進し、双方向の投資を後押し。

(2) 成果実績・活動実績

令和3年度は911件の対日投資プロジェクトを支援し、スタートアップ企業を含む86件の外国企業を誘致。(例:日本において米国の医薬品開発企業が日本企業と合弁企業を設立し、生産拠点を設置。)

また、「J-Bridge」を通じて、令和3年度は90件超の支援を行い、6件の協業事例を創出。(例:ベトナムにおいて、教育事業を行う日本企業と教育プラットフォームを運営するベトナムのスタートアップによる、現地顧客ネットワークを活用した教育コンテンツ等の提供に向けた協業。)

(3) 施策の今後の必要性

海外から高度な人材・技術・豊富な資金を呼び込むことでイノベーション創出や海外経済の活力の地方への取込みにつながり、日本経済全体の成長力の強化や地域経済の活性化に貢献。国内のさらなるイノベーション創出に向け、国内への誘致やクロスボーダーでの協業・連携に向けた取組の支援を一層行う必要がある。

2 (2) 地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大

【地域への外国企業誘致促進】

(経済産業省)(地域への対日直接投資サポートプログラム)

(1) 施策概要

「地域への対日直接投資サポートプログラム」を活用し、各地域の強みや特色を活かした効果的な外国企業誘致を推進。

(2) 成果実績・活動実績

令和3年度には911件の投資プロジェクトを支援し、86件の外国企業を誘致。このうち39件が東京以外へ進出。

(3) 施策の今後の必要性

地域への対日直接投資拡大に向け、上記プログラムのもと、地方公共団体等による外国企業誘致活動をきめ細かく支援。水際措置の緩和も踏まえ、地域ブランディング強化支援事業や地域への対日直接投資カンファレンス(RBC)等を通じてプログラム参加自治体を支援し、地域の魅力的なビジネス環境をさらに積極的に対外発信していく必要がある。

(経済産業省)(J-GoodTech)

(1) 施策概要

国内中小企業と外国企業をつなぐビジネスマッチングサイトで、最適なビジネスパートナーとの協業や受発注等に結び付けられるよう出会いの機会を提供。

(2) 成果実績・活動実績

外国企業と国内中小企業とのマッチング件数205件(令和3年度)、443件(令和4年度(11月末時点))。

(3) 施策の今後の必要性

海外展開を模索している国内中小企業に対して、日本の優れた技術や製品等を求める外国企業との出会いの機会を提供することは必要。

2 (3) ①地域に関する情報発信

(目標) : 訪日外国人旅行者数について、2025年までに2019年水準を超えることを目指す。*

⇒ 383.2万人 (2022年暫定値) (注) 2019年3,188万人

※政策大綱 (令和2年12月決定) に記載の目標「訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。」は、今回の政策大綱フォローアップにおいて当該目標に更新する (「観光立国推進基本計画」 (令和5年3月閣議決定) にも当該目標が記載) 。

訪日外国人旅行消費額について、5兆円を早期に達成することを目指す。*

⇒ 8,987億円 (2022年試算値)

※政策大綱 (令和2年12月決定) に記載の目標「訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。」は、今回の政策大綱フォローアップにおいて当該目標に更新する (「観光立国推進基本計画」 (令和5年3月閣議決定) にも当該目標が記載) 。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策 (主なもの) :

【TPP等を契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開促進と地方創生の後押し】

(国土交通省)

(1) 施策概要

観光地域づくり法人 (DMO) が中心となって行う、旅行者の各地域への周遊を促進する取組を支援。

農林水産省とも連携しつつ、農山漁村地域における食・食文化体験等の観光情報の発信等を通じ、特に地方への関心・訪問意欲の向上を図る。

(2) 成果実績・活動実績

旅行者の各地域への周遊に向け、食や農に関する滞在コンテンツの充実や情報発信などの取組を支援した。

日本政府観光局 (JNTO) ウェブサイト・SNSを活用した情報発信やニュースレター・オンライン広告の配信、旅行見本市出展等の幅広いプロモーションにより、日本全国に広がる多様な食・食文化の魅力を訴求。

(3) 施策の今後の必要性

ポストコロナを見据え、食や農を生かした滞在コンテンツの充実等の取組をより一層促進していく必要がある。

「日本食を食べること」は外国人の訪日動機の最上位であることから、目標の達成に向け、日本の食・食文化をテーマの一つとしながら訪日プロモーション事業を展開していく。

2 (3) ②地域リソースの結集・ブランド化

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【地方創生に係る取組】

(経済産業省)(地域ブランディング強化支援事業)

(1) 施策概要

地域の外国企業誘致戦略の高度化のため、自治体に対して外国企業の視点によるコンサルティング支援を実施する。

(2) 成果実績・活動実績

採択件数 : 令和3年度に事業を開始し、福岡市に対して、IT、ソフトウェア、デジタルコンテンツを誘致ターゲットとした広報戦略等にかかるコンサルテーションを実施。令和4年度は2件を採択し、事業実施。

(3) 施策の今後の必要性

外国企業誘致による地域活性化のため、地域ブランディング強化支援事業を活用し外国企業に対して効果的に地域の魅力をアピールすることが重要であり、今後も本施策が必要である。

2 (3) ③地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

(目標) : サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す。(再掲)^{*}
⇒ -0.19% (2021年)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「2020年にサービス産業の労働生産性の上昇率を2.0%にする」は、政策大綱フォローアップ(令和4年4月)において、当該目標に更新した「成長戦略フォローアップ工程表」(令和3年6月閣議決定)にも当該目標が記載。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中小企業等、サービス産業の高付加価値化に係る取組】

(経済産業省)(地域未来DX投資促進事業(うち、地域デジタルイノベーション促進事業))

(1) 施策概要

地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ(X-Tech)、新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う実証事業(試作品製作、事業性評価等)を支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和4年度、16事業を採択し、実証事業を実施。

(3) 施策の今後の必要性

地域企業・産業で取組が遅れているDXを強力に進めるべく、引き続き、地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、地域企業等が行う実証事業を支援することが必要。

(経済産業省)(認定支援機関による経営改善計画策定支援事業)

(1) 施策概要

自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者の経営改善取組を進めるべく、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関(税理士・中小企業診断士・公認会計士等)を活用して行う経営改善計画の策定と、その後のフォローアップを支援。

(2) 成果実績・活動実績

認定支援機関による経営改善計画策定利用申請件数 : 10,013件(平成27年11月25日から令和3年3月末までの累計実績)

認定支援機関による早期経営改善計画策定利用申請件数 : 13,198件(平成29年5月から令和3年3月末までの累計実績)

(3) 施策の今後の必要性

コロナ禍以降、資金繰り支援により倒産件数は抑えられているものの、売上減の長期化や更なる借入増加で、債務負担に苦しむ中小企業が増えており、本格的な経営改善に対するニーズは高い。また、債務が増えた事業者の多くは業績や資金繰りの先行きについて、事業計画を策定し、アクションプランを明確にする必要性は高い。

3 (1) ① 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）： 【次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成】

（農林水産省）（新規就農者確保加速化対策）

(1) 施策概要

就職氷河期世代の就農を促進するため、就農希望者の就農準備への支援や、農業法人等における実践研修を支援。

(2) 成果実績・活動実績

【令和2年度補正】

- ・ 就職氷河期世代の新規就農促進事業支援者数：122名
- ・ 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業支援者数：449名

（このほか、就職氷河期世代を含む新規就業者の確保・育成に向けた各種支援を展開しており、令和3年度に実施した「農業人材力強化総合支援事業」では、就職氷河期世代約2,000名を含む約5,000名の就業を実現。）

(3) 施策の今後の必要性

令和2年度に措置された事業であり、現時点では効果（支援終了後1年経過時点で就農している者の割合、令和7年把握予定）の検証が困難である。農業従事者が減少する中で、今後とも、事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、就職氷河期世代等を含む幅広い世代の受入れをはじめとした新規就業者の確保や担い手育成に必要な取組を支援する必要がある。

（農林水産省）（農地の更なる大区画化・汎用化の推進）

(1) 施策概要

農地の集積・集約化に取り組む地区の担い手農業者が、米の生産コストを削減するため、農地の大区画化や排水対策等を行う取組を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業実施により米の生産コストが9,600円/60kgを下回り、かつ、取組前と比較し10%以上コストを削減させるとの目標を設定。事業完了している114地区では、事業実施前と比べ、生産コストを46%削減させ、9,358円/60kgを達成。

成果は着実に上がっており、引き続き効果の発現に努めてまいりたい。

活動実績（整備面積）：令和3年度補正まで延べ19,782ha

(3) 施策の今後の必要性

事業完了地区では、生産コスト削減を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、生産コスト削減等による生産基盤の強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備】

（農林水産省）（輸出環境整備緊急対策事業）

(1) 施策概要

農林水産物・食品の輸出額目標5兆円の達成に向け、マーケットインの発想に立った改革、各国の輸入規制緩和や輸出手続の迅速化・デジタル化等の輸出のハードルの解消に向けた取組を強化。

(2) 成果実績・活動実績

農林水産物・食品輸出本部設置後、米国向け水産物取扱認定施設を467施設から101施設増加（令和5年2月末時点）。

(3) 施策の今後の必要性

TPP等による関税撤廃の効果を最大限活用し、「農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする」目標を達成するため、輸出先国から求められる規制への対応は輸出を行う前提として必要。一方、海外でニーズがあるにもかかわらず、輸出先国の規制等に対応ができていないために輸出できない商品は依然として多いため、食品製造施設の認定や登録等の輸出環境整備を推進する必要がある。

（農林水産省）（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策）

(1) 施策概要

5兆円目標の実現に向け、食品製造事業者等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

輸出先国の基準に対応した加工施設等の整備等を49件支援（令和3年度補正予算事業における支援予定事業者数、令和5年3月末時点）。

(3) 施策の今後の必要性

TPP等による関税撤廃の効果を最大限活用し、「農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする」目標を達成するため、輸出先国の基準・条件等に対応した加工施設等の整備・認定を加速化させることが必要。このため、食品製造施設について、輸出向けHACCP等に対応するための施設・機器の整備を推進する必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【国際競争力のある産地イノベーションの促進】

（農林水産省）（産地生産基盤パワーアップ事業）

(1) 施策概要

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援。
また、輸出事業者等と農業者が共同で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業実施年度から3年以内に販売額、生産コスト、労働生産性のいずれかの10%以上の改善等の成果目標を設定。
現時点で、評価対象のうち約7割の事業実施地区が成果目標を達成しており、成果は着実に上がってきている。

活動実績：産地パワーアップ計画等承認件数（令和4年3月末現在）：2,424件

※内訳：平成28年度：742件、平成29年度：553件、平成30年度：230件、令和元年度：407件、令和2年度：259件、令和3年度：233件

(3) 施策の今後の必要性

事業を活用した産地の農業者等では、販売額の増加、生産コストの削減等を実現。令和3年度より、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入を支援する新しい取組を実施。また、令和4年度より、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組への支援を新設する等、事業内容の見直しを図っており、引き続き事業を継続し、農業の国際競争力を強化していく必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【国際競争力のある産地イノベーションの促進】

（農林水産省）（スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト（旧・スマート農業技術の開発・実証プロジェクト））

(1) 施策概要

生産現場のスマート農業の加速化等に必要な技術の開発、効率的に利用するための実証、実装に向けた情報発信に、総合的に取り組む。

(2) 成果実績・活動実績

水田作や畑作、露地野菜、施設園芸、果樹、茶、畜産等の多様な品目について、令和元年度からこれまで全国205地区で実証を展開。令和4年度においては、スマート農業技術の社会実装を一層加速化するために、産地ぐるみでスマート農業技術を効率的に利用する実証に23地区で取り組んでいる。

また、生産現場のスマート農業技術の加速化等に必要な技術の開発・改良を全国で21課題実施しているほか、スマートサポートチームによる他産地へのスマート農業技術の活用支援を全国11地区で開始。

スマート農業技術の導入による労働時間の削減効果や経営改善効果等を分析・公表したほか、農家の生の声を集めた動画を農林水産省のウェブサイトで公表。

(3) 施策の今後の必要性

- 農業就業人口の減少や担い手の高齢化が進む中、農業の生産基盤を強化するためには、ロボットやAI等の先端技術を活用する「スマート農業」の社会実装は喫緊の課題。
- こうした中、実証を通じて、作業の省力化や負担の軽減、熟練者でなくても高度な営農が可能など、スマート農業の効果が明らかになってきた一方、今般、世界の食料需給等をめぐるリスクの顕在化やウクライナ危機等による資材・肥料価格等が急騰する中で、我が国の食料の安定供給に必要な化学肥料・資材の低減、自給率の低い作物の生産性向上等の外的要因に左右されない食料の安定供給を図る必要が生じたところ。
- 上記の新たな課題に対応するために、海外依存度の高い農業資材や労働力の削減、自給率の低い作物の生産性向上等に資するスマート農業技術について開発・実証を推進するとともに、実証データの情報発信及び実証参加者がその成果を全国各地の生産者・産地に横展開する取組を推進する必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進】

（農林水産省）（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）

(1) 施策概要

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な畜産経営体の収益性の向上等に必要な施設整備及び機械の導入の取組を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績： 事業実施年度から5年以内に事業実施地区が販売額、生産コスト、農業所得のいずれかを10%改善するとの成果目標を設定。
事業実施地区では、現時点で約6割が成果目標を達成。

具体的な効果の例として、

- ① 搾乳ロボットを導入した経営体(220件)では、1頭当たりの生乳生産量が7.9%増加、
- ② 施設整備を実施した肉用牛繁殖経営の経営体(340件)では、飼養頭数が事業実施前より45%増加
など成果は着実に上がってきている。

活動実績(取組件数)： 平成27年度補正：8,683件、平成28年度補正：6,466件、平成29年度補正：9,298件、
平成30年度補正：6,819件、令和元年度補正：5,209件、令和2年度補正：6,338件

(3) 施策の今後の必要性

事業を活用した畜産経営体では、生産量の増加、販売額の増加、生産コストの削減等を実現。また、令和2年に改訂された政策大綱の実現に向け、国内外の需要に応えるため、需給等の状況も考慮しつつ、畜産・酪農の生産基盤の強化等を推進することとしている。このため、引き続き、令和2年に改訂された政策大綱に基づき、効果の検証と必要な見直しを行いつつ事業を継続し、今後の関税引下げの影響への備えや輸出機会の拡大も踏まえ、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化する必要がある。

（農林水産省）（畜産クラスターを後押しする草地整備の推進）

(1) 施策概要

畜産クラスター計画に基づき地域ぐるみで効率的な飼料生産を進めるため、収穫作業の受託や大型機械に対応した草地整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績： 事業実施により飼料作物の単位当たり収量を取組前と比較し25%以上増加させるとの成果目標を設定。
事業完了している58地区では、事業実施前と比べ、単位当たり収量が54%増加。
成果は着実に上がっており、引き続き効果の発現に努めてまいりたい。

活動実績(整備面積)：令和3年度補正まで延べ38,628ha

(3) 施策の今後の必要性

事業完了地区では、飼料作物の単位面積当たりの収量増を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、草地整備による効率的な飼料生産を進め、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現する必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化】

（農林水産省）（木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策（旧・合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策）
（大規模・高効率の加工施設の整備等））

(1) 施策概要

木材製品の国際競争力強化に向けて、低コスト化等に資する合板・製材・集成材工場の大規模化や高効率化に必要な施設整備を支援。また、流通木材の合法性確認の信頼性・透明性向上に向けたシステム構築のための調査・検討を実施。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業完了後3年以内に1日当たりの原木処理量を2割以上増加するとの目標に対し、平成27～令和元年度補正で令和2年度中に整備完了した施設（全203件）は、原木処理量が平均30%増加（858万 m^3 /年（整備前）→1,113万 m^3 /年（令和3年度））。流通木材の合法性確認の信頼性・透明性向上に向けたシステムに必要な要件等を取りまとめ予定。

活動実績（施設数）：平成27～令和3年度：239件（令和4年度見込み：59件）。

(3) 施策の今後の必要性

段階的な関税率の引き下げが続くことから、事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ事業を継続し、合板・製材の国産シェアの拡大、構造用集成材等の木材製品の競争力を高める必要がある。

（農林水産省）（国際競争力・製品供給力強化緊急対策（旧・合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進木材産業対策）
（原木の低コスト生産の促進））

(1) 施策概要

上記の合板・製材・集成材工場等に対する原木の低コスト安定供給に向けて、間伐材生産、路網整備、高性能林業機械等の整備等を支援。また、木材生産等の省力化・省人化に向けた伐採・造林作業の自動化や遠隔操作技術の導入・実証を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：原木処理量の増加を目標に取り組む加工施設等に対し、間伐材を約85万 m^3 供給（令和3年度）。高性能林業機械を整備した346事業体では、間伐等の生産性が平均23%向上（6.08 m^3 /人・日（整備前平均）→7.46 m^3 /人・日（令和3年度））。遠隔操作技術を実証した「新たな架線集材システム」において、集材作業の労働投下量60%縮減（従来3人→1人（令和3年度））。

活動実績（間伐実施面積・路網開設延長・機械整備数）：平成27～令和3年度：163,518ha・10,533km・720台
（令和4年度見込み：33,884ha・2,359km・63台）

活動実績（自動化・遠隔操作技術の導入・実証）：令和3年度：6件（令和4年度見込み：4件）

(3) 施策の今後の必要性

木材製品の国際競争力強化を図る上で原木供給の低コスト化と安定供給は極めて重要であり、森林資源の持続的利用に向けた再造林等を含め、引き続き本事業で対策を講ずる必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【持続可能な収益性の高い操業体制への転換】

（農林水産省）（水産業競争力強化緊急対策）

(1) 施策概要

「浜の活力再生広域プラン」等に基づき、意欲ある漁業者による生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業開始年度を含め5年以内の漁業所得又は償却前利益の10%以上向上を成果目標と定め、個々の事業実施者による漁業所得・償却前利益額の成果目標額に対する割合の平均を成果実績として、成果目標(110%)に対する達成度を計算すると令和2年度の達成度は147%と成果は上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績：平成27年度補正：1,229台、同28年度補正：1,237台、同29年度補正：1,190台、同30年度補正：1,603台、令和元年度補正：1,281台、（機器等導入台数）同2年度補正：1,037台、同3年度補正：708台（令和4年11月末時点）（漁船用エンジンやノリ乾燥機等の導入支援を実施。）

(3) 施策の今後の必要性

事業を活用した漁業者等では、漁業所得又は償却前利益の増加が見られる。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、持続可能な収益性の高い操業体制へ転換するため、引き続き事業を実施していく必要がある。

(1) 施策概要

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、競争力強化のために必要となる施設の整備、産地市場の統廃合等に必要な施設の整備等を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：施設の供用開始から3年度以内に所得の向上等为目标として定めているところ、昨年度までに目標年度に達した計画のうち、目標達成は約6割（令和3年度速報値）。

活動実績：荷さばき施設、鮮度保持施設の整備等計211件に対する支援を実施（令和4年11月末時点）。

(3) 施策の今後の必要性

広域的な産地市場の統合・重点化は、水産改革の柱である水産業の成長産業化を図る上で極めて重要であり、引き続き本事業を推進していく必要がある。

（農林水産省）（水産業の生産基盤強化に向けたデジタル化の推進）

(1) 施策概要

資源評価の高度化や生産性の向上のため、漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築。

(2) 成果実績・活動実績

令和5年度までに主要な漁協・産地市場から400市場以上を目途に水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築することを目標とし、令和3年度及び令和4年度で計400市場を目途に計画に着手し、体制構築に取り組んでいる。

(3) 施策の今後の必要性

令和5年度においても引き続き水揚げ情報を電子的に収集・活用する体制の構築に取り組んでいく必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の着実な実施】
（農林水産省）（生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組み）

(1) 施策概要

良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法（支援法）に基づく取組を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- 全農における生産資材の購入方法を以下のように変更し、一部の資材で価格引下げを実現。
 - ① 高度化成肥料等の銘柄を大幅に絞り込み、銘柄あたりの生産数量を大幅に拡大することで約1～3割の価格引下げを実現。
 - ② メーカーから担い手に直接配送する大容量規格農薬の品目数・取扱数を拡大することで約2～3割の価格引下げを実現。
 - ③ 担い手からの要望を踏まえて機能を絞り込んだ低価格大型トラクターを供給することで、約2～3割程度の価格引下げを実現。第2弾として中型トラクターで2割程度の価格を引下げた。さらに、令和6年4月には、第3弾として4条刈コンバインを供給開始予定。
- 平成30年8月以降毎年、支援法に基づく資材供給調査の結果を公表。

(3) 施策の今後の必要性

資材価格低減に向けた取組に一定の進展が見られる。引き続き、農業競争力強化プログラム等に基づく施策を推進する。

（農林水産省）（生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立）

(1) 施策概要

農産物流通等の合理化を図るため、農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法（支援法）に基づく取組を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- 食品流通の合理化と生鮮食品等の公正な取引環境の確保を推進することを目的として改正した、食品流通合理化法に基づき食品流通事業者の合理化計画を238件認定（令和4年10月末時点）するとともに、食品等流通調査を実施し、令和4年4月に公表。また、改正卸売市場法に基づき、40都市の65市場の中央卸売市場を認定（令和4年11月末時点）。
- 支援法に基づき、農産物流通・加工事業者の事業再編計画を30件認定（令和5年2月末時点）。
- これまでに19件の農産物流通等に関する調査を実施（令和4年11月末時点）。

(3) 施策の今後の必要性

これまで支援法に基づく事業再編計画の認定件数には一定の進展が見られており、流通・加工業界の構造改革を実現するため、引き続き事業再編等を推進する。また、これまで食品流通合理化法の食品流通合理化計画に基づきパレット化の導入や卸売市場における商品管理・決済システムの開発等の合理化の取組を支援してきたところ、トラックドライバーの働き方改革への対応や効率的なサプライチェーン・モデルの実現、輸出のためのコールドチェーンの整備等による流通の高度化といった課題を解決し、持続的な食品流通体制を実現する必要がある。

3 (1) ② ○経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）:

【米】

（農林水産省）（政府備蓄米の買入れ）

(1) 施策概要

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ。

(2) 成果実績・活動実績

CPTPPの発効に伴い、令和元年産米から政府備蓄米の運営を見直し、従来の買入数量（毎年20万トン程度）に加えて、同協定に基づく豪州枠の数量に相当する国産米を政府備蓄米として買入れ。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じた経営安定対策であり、継続的に実施することが必要。その際、「国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給に与える影響を遮断する。」という目的を維持することを前提として見直しを検討。

【麦】

（農林水産省）（麦のマークアップ引下げ（経営所得安定対策））

(1) 施策概要

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落する中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施。

(2) 成果実績・活動実績

CPTPPの発効に伴い、経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の令和元年産の麦の交付単価について、期中改定（加算）を実施。また令和5年産～7年産交付単価について、CPTPP及び日米貿易協定の発効に伴う影響を踏まえて算定。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効に伴う影響が生じる令和13年度まで単価に加算するとともに、経営所得安定対策を継続的に実施する必要がある。

3 (1) ② ○経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【牛肉・豚肉】

（農林水産省）（肉用牛肥育経営安定特別対策事業・養豚経営安定対策事業）

（1）施策概要

畜産経営の安定に関する法律に基づき、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）及び肉豚経営安定交付金（豚マルキン）は、枝肉価格の低下に備え、国3：生産者1の負担割合で積立て、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付する制度。

（2）成果実績・活動実績

標準的販売価格が標準的生産費を下回った際に交付金を交付し、生産者の経営安定を図った。
活動実績（令和3年度）：牛マルキン交付額は101億円、豚マルキン交付額は実績なし。

（3）施策の今後の必要性

牛マルキン及び豚マルキンは、協定の発効に併せて法制化。今後の関税引下げの影響に備え、継続的かつ適切に運用する必要がある。

【乳製品】

（農林水産省）（加工原料乳生産者補給金制度）

（1）施策概要

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳（脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け生乳）となる生乳の生産者に対して生産者補給金等を交付。

（2）成果実績・活動実績

加工原料乳生産者補給金の対象となる加工原料乳に平成29年度から生クリーム等の液状乳製品を追加し補給金単価を一本化。これにより、乳製品ごとの需要に応じた柔軟な生乳供給の促進に寄与。

（3）施策の今後の必要性

今後も乳製品の関税引下げが継続する中、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、継続的かつ適切に本施策を運用する必要がある。

3 (1) ② ○経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【甘味資源作物】

（農林水産省）（糖価調整制度）

（1）施策概要

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき、輸入加糖調製品からの調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施。

（2）成果実績・活動実績

CPTPP発効に合わせて、輸入加糖調製品からの調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、国産甘味資源作物生産者等への交付金支援による経営安定対策を実施。令和4・5年産交付単価をCPTPP及び日米貿易協定の発効に伴う影響を踏まえて算定。

（3）施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じた経営安定対策であり、継続的に実施する必要がある。

3 (2) 食の安全・安心

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【食品安全に関する情報提供等】

(消費者庁)

(1) 施策概要

食品事業者は、平成29年9月から開始された新たな加工食品の原料原産地表示制度について、経過措置期間(令和4年3月末)終了までの間に、順次、全ての加工食品について、原料原産地表示を実施することになるため、説明会の開催、相談窓口の開設、事業者マニュアルの作成・配布等を通じて、食品事業者が円滑に新制度へ対応できるよう支援を行う。また、消費者が正しく表示を理解できるよう、説明会の開催や資料(パンフレット・リーフレット等)の作成・配布を通じて、消費者への積極的な普及・啓発を図る。更に、消費者の安全確保のため、食品安全に関して、消費者が正確な情報に接し、自らの判断により消費行動を行うことができるようリスクコミュニケーションを実施する。

(2) 成果実績・活動実績

平成29年9月の新制度開始以降、新制度についてのパンフレット等の作成・配布を行うとともに、説明会やセミナー等に職員を派遣し*(平成29年度:82件、平成30年度:71件、令和元年度:68件、令和2年度:22件、令和3年度:45件、令和4年度18件(令和4年12月末時点))、消費者・事業者に対する普及啓発を実施した。また、食品安全全般をテーマにしたリスクコミュニケーションを114回(平成30年度:26回、令和元年度:38回、令和2年度19回、令和3年度:7回、令和4年度:24回(令和4年12月末時点))実施した*。

* 令和2年2月以降、国内におけるコロナ禍の影響により、説明会やセミナー等が開催中止又は延期されたことから、職員の派遣件数やリスクコミュニケーションの実施回数は減少しているが、オンライン開催等により広く参加者を募るなど取組を進めているところ。

(3) 施策の今後の必要性

消費者に対しては、新たな加工食品の原料原産地表示制度を十分に活用できるよう、積極的に普及・啓発を実施する必要がある。また、引き続き消費者が正確な情報に基づく適切な消費行動を行うよう、食品安全に関するリスクコミュニケーションを実施し、積極的に情報提供を行う必要がある。

3 (2) 食の安全・安心

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【食品安全に関する情報提供等】

(農林水産省) (加工食品の原料原産地表示制度の普及・啓発)

(1) 施策概要

平成29年9月に制度化された加工食品の原料原産地表示について、経過措置期間が終了し、令和4年4月から完全施行された。農林水産省は、この経過措置期間において、全ての事業者がこの新制度に対応できるよう、消費者庁と連携し、相談窓口の開設、事業者向けマニュアルの作成・配布、同マニュアルを活用したセミナーの全国での開催などを通じて、事業者への支援を行う。

(2) 成果実績・活動実績

平成29年9月以降、新制度についての事業者向けマニュアルを作成・配布し、同マニュアルを活用したセミナーを全ての都道府県において開催(平成29年度10地区(計13回)、平成30年度18地区(計18回)、令和元年度20地区(計23回))。令和2年度及び令和3年度は、事業者が実際に原料原産地表示に取り組む際の注意点を解説した動画等を作成し、事業者への普及・啓発に努めた。

(3) 施策の今後の必要性

原料原産地表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報である。引き続き、関係機関とも連携しながら食品表示の適正化に取り組む。

【輸入食品に対する監視指導等】

(厚生労働省)

(1) 施策概要

食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。

(2) 成果実績・活動実績

モニタリング検査: 令和2年度102,070件(計画件数99,730件)、令和3年度101,365件(計画件数99,995件)実施

現地調査及び二国間協議等: 令和2年度は3か国(すべてEU)、令和3年度は4か国(うちEU及びRCEPで各1か国)にて実施

(3) 施策の今後の必要性

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、輸入食品の安全性確保に万全を期すため、監視体制及び輸出国における衛生対策の推進の強化を図る必要がある。

3 (3) ①特許・商標関係・②著作権関係

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【特許審査体制の整備・強化】

(経済産業省)

(1) 施策概要

特許審査体制について、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するため、登録調査機関による先行技術文献調査を実施。商標審査体制について、増大する商標登録出願に対応し、審査の効率化をより促進するため、「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」(以下「実証事業」という。)を実施。

(2) 成果実績・活動実績

特許審査について、登録調査機関による先行技術文献調査(令和3年度:13.4万件)を実施。コロナ禍での出勤制限等の影響を最小限に抑え、令和3年度の権利化までの期間は平均15.2月(令和元年度:平均14.3月)。

商標審査について、実証事業による拒絶理由該当性調査(令和3年度:4.4万件)を実施。コロナ禍での出勤制限等の影響を最小限に抑え、令和3年度の権利化までの期間は平均9.6月(令和元年度:平均10.9月)。

(3) 施策の今後の必要性

特許・商標等の審査体制の整備・強化は、審査の効率化や質の向上を通じて、早期の権利化による模倣品対策や、権利の安定性向上等に寄与するもの。今後とも、必要な審査体制の整備・強化に取り組んでいく。

【TPP整備法による著作権法の改正事項の周知】

(文部科学省)

(1) 施策概要

著作物等の保護期間の延長をはじめとしたTPP整備法による著作権法の改正事項について、適切に運用されるよう、文化庁の著作権セミナーや関係団体への研修等の機会を通じた周知を行う。

(2) 成果実績・活動実績

上記の施策を実施するため、文化庁ホームページにおいて、改正の趣旨、内容に関する解説、著作物等の保護期間の延長に関する詳細なQ&A等の掲載を行った。また、本改正法の施行日(平成30年12月30日)以降、現在に至るまで、著作権セミナー等の講習会を令和4年度までに47回開催し、14,419人が受講、県庁や市役所職員、教職員、図書館職員、一般の方々など、幅広い職種の受講者が参加しており、このような機会を活用し周知を実施している。

(3) 施策の今後の必要性

著作物等の保護期間の延長をはじめとしたTPP整備法による著作権法の改正事項に関する周知はこれまで円滑に進んでいるが、改正後の著作権法が適切に運用されるよう、引き続き、機会をとらえて周知する。

3 (3) ②著作権関係

【著作物等の利用円滑化】

(文部科学省)

(1) 施策概要

著作物等の利用円滑化のため、権利情報集約化のための調査研究、著作権契約マニュアルの改訂、裁定制度の更なる利用円滑化のためのシステムの在り方等について調査研究を行うとともに、写り込みに関する権利制限規定の対象の拡充や研究目的に関する権利制限規定の創設等の社会的諸課題への対応、柔軟性のある権利制限規定の具体的な事例を含むQ&Aの策定・周知等を通じた活用促進、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入等のライセンス体制の整備等を進める。

(2) 成果実績・活動実績

- 著作物等の保護期間の延長により懸念される権利者不明の著作物等の増加を防ぎ、その利用円滑化に係る課題を解決するため、令和4年度は「オーファンワークス対策事業」として、①音楽権利情報登録システムの持続可能な在り方等に関する調査研究や配信楽曲等散在する権利情報の更なる集約化・整備と利用円滑化に係る調査研究、②平成18年に文化庁が作成した「誰でもできる著作権契約マニュアル」の改訂、③裁定申請のオンライン化等利用円滑化に係る調査研究を実施。
- 平成30年5月に「著作権法の一部を改正する法律」が成立し、デジタル化・ネットワーク化に対応した柔軟な権利制限規定、障害者の情報アクセス機会の充実に関する権利制限規定、アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定は、平成31年1月1日に施行。教育の情報化に対応した権利制限規定は令和2年4月28日から施行。
- このほか、
 - ・ デジタル化・ネットワーク化に対応した柔軟な権利制限規定について、平成30年の著作権法改正を踏まえ、規定の周知を行うとともに、規定を活用した新たなサービスのニーズ募集などを実施。また、柔軟な権利制限規定に関する理解に資するよう、文化庁の基本的な考え方を示した資料を策定・公表。
 - ・ 教育の情報化に対応した権利制限規定について、令和2年4月28日から、令和2年度に限り補償金額を特例的に無償として制度が開始され、関係団体で規定の運用に関するガイドラインを策定し運用を実施(令和3年度から有償の補償金による本格実施を開始。)。令和3年度における補償金の申請教育機関設置者数は2,800件、教育機関数は31,713件、補償金収受額は約49億円。
 - ・ アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定について、関係団体で規定の運用に関するガイドラインを策定し運用を実施。
 - ・ 障害者の情報アクセス機会の充実に関する権利制限規定について、権利制限規定の対象となる障害者の範囲を拡大するとともに、著作物の音訳等ができる主体の範囲を拡大し、従前よりも多くの団体において運用を実施。
- 令和2年6月に「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、行政手続に係る権利制限規定の整備、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入について、令和2年10月1日に施行。
- 研究目的に関する権利制限規定の創設について、文化審議会著作権分科会において、継続して検討中。

(3) 施策の今後の必要性

- 「オーファンワークス対策事業」については令和4年度で終了し、令和5年度は、web3.0時代において大量で多種多様な著作物の権利処理を迅速、円滑に進めるにあたり、簡素で一元的な権利処理を可能とするため、分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理に不可欠な権利情報集約化に係る事業を実施予定。
- 柔軟な権利制限規定については、当該規定を活用した新たなサービスの円滑な実施に資するよう、規定の活用促進に向けた産業界等のニーズの把握や周知等を行っていく必要がある。
- その他社会的諸課題への対応、円滑なライセンス体制の整備等について、著作物の利用円滑化に向けて引き続き検討を行っていく必要がある。

3 (3) ③地理的表示 (GI) 関係

【地理的表示の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等】

(農林水産省)

(1) 施策概要

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI法)に基づき、農林水産物等のGI登録を進めるとともに、条約等の国際約束により、諸外国とのGIの相互保護を進めるなど、侵害行為に適切に対応。

(2) 成果実績・活動実績

- 日EU・EPA及び日英EPAを踏まえたGIの保護の活用に向け、EU加盟国におけるGIの不正表示の監視スキームの実態調査等に関する報告書及びフランス・イタリア・スペイン・英国におけるGIの不正使用の実態調査に関する報告書を作成。
- GI法が平成27年6月1日に施行されてから、現在まで131製品が登録(令和5年3月末現在)。また、日EU・EPA及び日英EPAに基づき、現在までにEUで日本の95製品、英国で日本の47製品を保護。
- 加工食品など輸出向け製品の登録を促進する観点から、令和4年11月にGI制度の運用を見直したところであり、GIの更なる活用によりジャパンプランドとして販路開拓を推進する。

(3) 施策の今後の必要性

輸出の促進には海外での模倣品対策が不可欠であるとともに、ジャパンプランドの活用が有効であることから、令和4年11月のGI制度の運用見直しを受け、輸出志向の製品のGI制度の活用を促進するとともに、日本のGI製品の海外への発信・侵害対策を推進する。

3 (3) ④植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【植物新品種の保護の促進】

(農林水産省)

(1) 施策概要

我が国が開発した優良な植物新品種が海外に流出し、産地が形成される等が農産物輸出の支障となることから、海外における品種登録(育成者権取得)を進めるとともに、海外における適切な権利行使を促進。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ 種苗法に基づく登録品種の種苗の海外持出制限等の措置を活用した登録品種の適切な管理の必要性や知財保護の重要性の周知を実施。
- ・ 海外での品種登録出願を支援した354品種のうち、142品種が海外で育成者権を取得し(令和4年9月現在)、これらの品種については、海外での侵害に対して栽培差止め等の権利行使が可能。また、海外で侵害が疑われる場合は、育成者権者による侵害対策を支援。

(3) 施策の今後の必要性

植物新品種が海外に流出し、産地が形成され、一部が第三国に輸出されることは、農産物輸出の支障となることから、海外での侵害に対して適切に権利行使できるよう、引き続き、海外での品種登録や侵害対策を支援することが必要。併せて、育成者権者に代わって、育成者権を管理・保護する育成者権管理機関の設立に向けた取組の必要がある。

【和牛遺伝資源の保護の促進】

(農林水産省)

(1) 施策概要

和牛遺伝資源について流通管理対策を実施するとともに、知的財産的価値の保護を推進。

(2) 成果実績・活動実績

家畜改良増殖法に基づく立入検査等の実施、同法に基づく家畜人工授精所の開設者による都道府県知事への運営状況の報告等のための全国システムの運用・機能強化及び家畜人工授精師等に対する法令遵守の徹底のための研修会の開催など適正流通を確保するための取組を推進。

家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律に基づく和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約のひな形の普及等による不正競争防止の取組を推進。

(3) 施策の今後の必要性

和牛は、我が国で作出された固有の品種であり、その遺伝資源は、我が国畜産業における競争力の源泉の一つとなっており、和牛肉の輸出拡大や国内生産基盤の強化を図る上で、引き続き和牛遺伝資源の保護に万全を期していく必要がある。

3 (4) 政府調達

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの): 【地方公共団体等への情報提供】

(総務省)

(1) 施策概要

地方公共団体等に対して政府調達の合意内容に関する情報提供を実施。

(2) 成果実績・活動実績

- 平成29年7月(日EU・EPA大枠合意)から令和2年11月にかけて、関係地方団体等に対して、以下のとおり説明を実施するとともに、所属する地方公共団体への連絡を依頼。
 - 全国知事会(都道府県東京事務所長等説明会への出席、事務局への説明)
 - 全国市長会(会長(山口県防府市長)、行政委員長(東京都立川市長)及び事務局への説明)
 - 指定都市市長会(事務局への説明)
 - 中核市市長会(中核市市長会会議への出席・説明、中核市市長会東京事務所への説明、中核市市長会事務担当者会議への出席・説明)

その他、地方公共団体等の要望に応じて日EU・EPA交渉の合意内容に関する説明会において説明を行った。

- さらに、日EU・EPA及び日英EPAの発効に際し、政府調達に関する事項について、地方公共団体等に対して通知。協定発効後には、協定の遵守に係るフォローアップのための事務連絡を発出。
- また、政府調達に関する地方公共団体等からの問合せに対して、協定内容等を丁寧に説明。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き、地方公共団体等に対し、政府調達に関する事項を正確かつ丁寧に説明する。

3 (5) その他

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【国際経済紛争処理に係る体制整備事業】

(外務省)

(1) 施策概要

投資家と国との間の紛争解決(ISDS)の応訴・予防に関する専門家による研修実施、ISDSの先例に関するデータベースを含めた資料整備、国内外における専門家からの情報収集等を通じ、ISDSを始めとする国際経済紛争処理への対応を強化。

(2) 成果実績・活動実績

- ・「経済紛争処理課」を国際法局に新たに設置(経済局から移管し、室から格上げ)し、ISDS等の経済紛争処理の予防を含め包括的に対応する体制を構築。
- ・関係省庁が出席するISDSの応訴に関する研修を、平成28年度(2016年度)以降毎年開催し、ISDSの予防を呼びかけ。
- ・ISDSに関する国際会議、ISDSの応訴経験が豊富な米国及びカナダに職員を派遣し、情報収集を実施。
- ・ISDSの判例に関する専門家の研究会に多数参加。
- ・国内外の実務家・研究者との意見交換を月1回程度の頻度で実施。

(3) 施策の今後の必要性

国際経済紛争処理を通じた我が国の国益の確保、及びCPTPPを含む国際経済ルールの整備を国民が安心できる形で推進する観点から、引き続き効果的かつ効果的に現在の施策を推進し、研修及び資料環境の整備等を通じて応訴体制の一層の強化を行う。

【越境取引による消費者トラブルへの対応強化】

(消費者庁)

(1) 施策概要

国際化の進展により電子商取引等による越境取引の増加が見込まれることから、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)の改正を行い、同法による越境取引への対応策を強化する。また、我が国の越境消費者トラブルに関する消費者の相談窓口である「国民生活センター越境消費者センター(CCJ)」において、トラブル解決のために必要な支援を行うとともに、消費者庁はCCJと海外の消費者相談機関等との連携関係構築に向けた取組等を支援している。

(2) 成果実績・活動実績

外国執行当局との間で相互主義を確保し、外国執行当局から情報の提供を受けられるようにする観点から、令和3年6月、特定商取引法を改正し、外国執行当局への情報提供を行うための根拠規定を新設した(令和4年6月1日施行)。また、CCJでは年間5千件程度の越境消費者トラブルの相談を受け付けている。

(3) 施策の今後の必要性

特定商取引法の改正規定を踏まえた適切な運用を行っていく。また、越境取引が拡大していく中、日本の消費者が安心して海外事業者との取引ができるよう、CCJの機能強化による越境取引に伴う消費者トラブル解決のより一層の向上を図ることが不可欠。

3 (5) その他

【皮革・皮革製品産業の競争力強化】

(経済産業省)

(1) 施策概要

皮革関連産業の競争力強化に向けて、生産性向上や事業の多角化等を推進するために基金造成法人において、なめし革製造業者及び革靴製造業者等を対象に、各事業者が行う設備投資等(最新皮なめし用ドラム50など)への支援を行うとともに、販路開拓、ブランド化等の事業を実施している。

(2) 成果実績・活動実績

本取組による生産性向上の結果、コロナ禍の影響を受けつつも、令和元年度の皮革製造業の国内出荷額については、最終目標350億円に対して436億円を維持している。

(3) 施策の今後の必要性

基金の最終目標年度である、令和13年度末までに皮革関連産業の競争力強化を達成できるよう、より効果的・効率的な基金の活用を進めていく。

【個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備】

(個人情報保護委員会)

(1) 施策概要

信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)推進の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境構築、国際動向の把握と情報発信、国境を越えた執行協力体制の強化に努める。

(2) 成果実績・活動実績

個人情報保護委員会は、平成28年1月1日に設置されて以降、DFFT推進の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築等に向けて、国際的な枠組みへの参加を進めるとともに、各国執行当局等との協力関係の構築を図ってきた。

具体的には、DFFTを実現するため、充分性認定・28条指定等の活用、グローバルな企業認証制度の構築、DFFTへのリスク等に対応した国際的なスタンダードの形成等について、OECDをはじめとした国際場裏において議論を主導している。

特に、越境プライバシールール(CBPR)システムは、一定の個人データの保護要件を満たしている企業を国際的に認証する制度であり、APECの取組として、DFFTの推進に寄与してきているところ、令和4年4月、APECメンバーのうち、我が国を含むCBPRに参加する7か国・地域は、CBPRシステムをAPEC域外に拡大すべく、グローバルCBPRフォーラムの設立に向けた宣言を行った。

また国際的な情報の収集と我が国の取組の積極的な発信を行っているほか、諸外国の個人情報保護法制の情報提供を通じたビジネス支援を行っている。加えて、英国等との間で緊密な二国間関係を構築することを通じ、国境を越えた執行協力体制の強化に努めている。

(3) 施策の今後の必要性

CPTPP各国及びEUとの貿易、投資を活性化させるためには、DFFT推進の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築等が必要不可欠であることから、そのための環境整備を一層推進する必要がある。これに向けて、国際的な議論におけるリーダーシップの発揮や各国執行当局等との協力関係の構築に、今後も引き続き取り組む必要がある。